

1 目的

豊田市の重要な地域資源である足助の町並み「重要伝統的建造物群保存地区」（以下「重伝建地区」という。）は、近年、人口減少（特に若者世代）及び少子高齢化によるコミュニティの弱体化や観光需要の減退により、放置され荒廃する物件の増加、街道沿いであっても除却される物件が出現している。このままでは歴史的な足助の町並みを維持できず、将来的に重伝建地区の存続も危ぶまれる状況にある。

これまでも補助金等により文化財の保存・活用に取り組んできたが、所有者の努力だけでは文化財の維持・継承は困難な状況が顕在化してきており、これまで以上に踏み込んだ取組が必要である。そのため、地域全体で、足助の町並みの建造物の「活用の活発化」を図り、足助の町並みが持つ歴史・文化を活かすと共に、重伝建地区に選定された際に「足助まちづくり宣言」（別紙１）として示された地域住民のまちづくりへの想いを再燃し、地域一体で足助の町並みの開発を推進する取組を開始する。

そこで、当該取組に理解・共感し、本市や地域団体と連携して、主体的かつ継続的に足助の町並みにある各物件等の活用を支援し、足助の町並みの民間事業創出による商業・観光の活性化、さらには足助地域の雇用創出及び生活機能の向上等の地域活性化の推進に参画する連携事業者を公募型プロポーザルにて募集する。

2 事業概要

（１）取組内容

① 足助の町並み再生のための法人・個人事業主や所有者の支援

足助の町並みの建造物の「活用の活発化」を図り、新たな事業等により経済活動を行い、その事業収益を足助の町並みに再投資することで、継続的に発展させる取組が必要である。そのため、各物件を活用して事業を開始したい法人・個人事業主や、物件を活用できていない所有者等に対して、地域社会全体で支え合う相談体制の創出や足助の町並みPRを実施する。

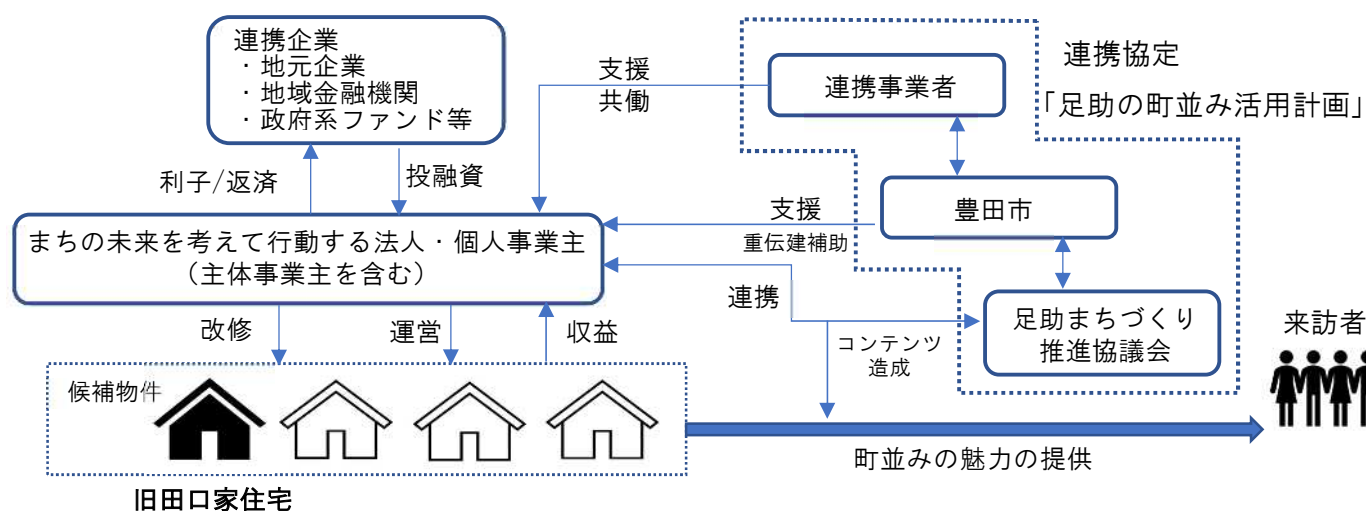
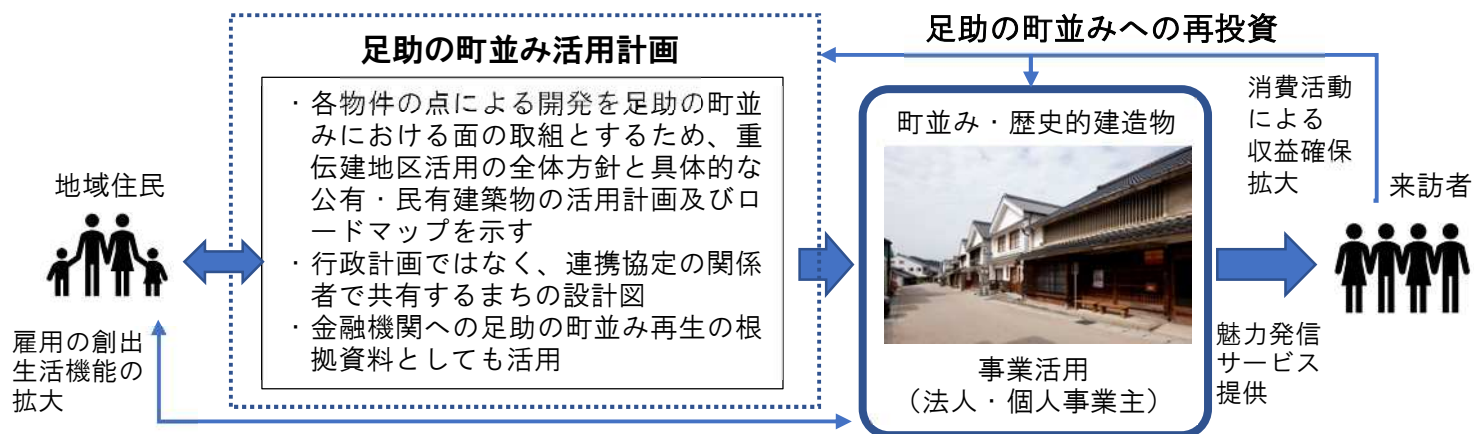
② 足助の町並み活用計画の策定

誰もが来訪したくなる魅力的な観光拠点となれるよう、足助の町並みの物件開発を連鎖させていく必要がある。そのため、地域住民により示された「足助まちづくり宣言」（別紙１）を踏まえながら、改めて時代にあった目指すべき将来の姿の明確化とその実現に向けた各種開発について、行政、地域等の関係者が共有する「足助の町並み活用計画」を作成する。

③ 計画を実現する主体事業者の発掘・支援・育成

当取組は、営利的活動による民間開発を推進するものであり、各開発は行政が実施する事業ではない。さらに、一つの物件開発に留まらず、持続的かつ連鎖的に広がり、自走する仕組みづくりが重要である。そのため、地域関係者の協力が得られるような事業スキームにより、自らもリスクを負いながら地域内で経済活動を行い、計画実現に向けて事業をマネジメントしながら推進するパブリックマインド（まちの未来を考えて行動する姿勢や考え方）のある主体事業者を発掘・支援・育成する。

事業全体像



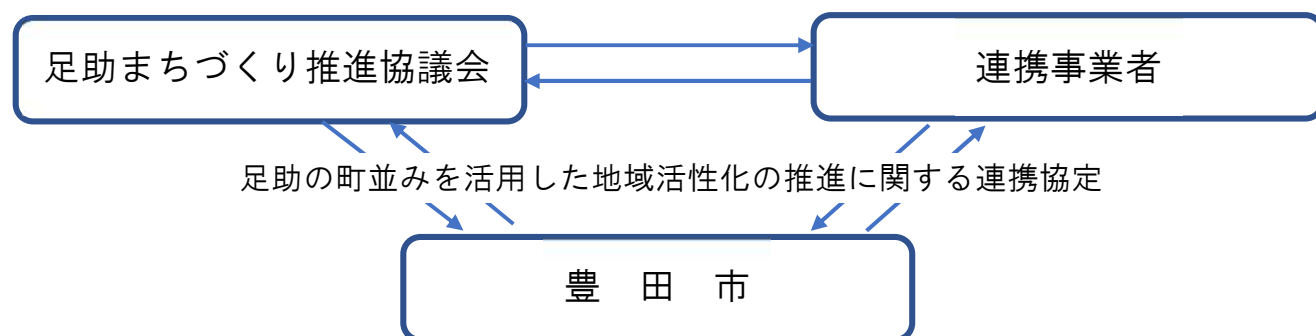
（２）連携体制

豊田市、地域の課題解決に取り組んでいる「足助まちづくり推進協議会」及び古民家再生・活用による営利的事業及び古い町並み再生への知見や実績があり、足助の歴史・文化的価値や地域住民の町への想いを理解して足助の町並み活用計画の実現を共に目指せる民間支援者との継続的な連携体制を構築する。そのため、３者で「足助の町並みを活用した地域活性化の推進に関する連携協定」（別紙２）を令和７年度から令和９年度まで締結し、連携事業者となるとともに、３者が協力しながら主体的に本事業を推進することとする。

※地域の課題解決に取り組んでいる

各種団体で構成する地域団体

※公募型プロポーザルにより選定



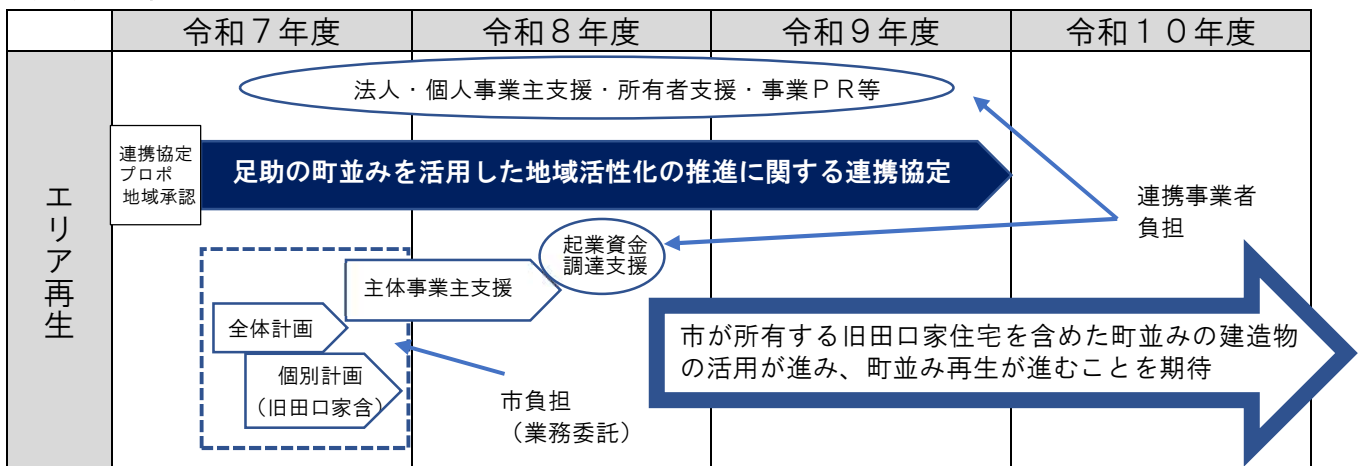
(3) 役割分担 (●メイン、○協力)

役割分担	地域調整	① 法人・個人 事業主支援 所有者支援	②足助の町並み活用計画		③ 主体事業者 発掘・支援・育成
			全体計画	個別物件計画 (旧田口家含む)	
市	●	○	●	●	●
連携事業者		●	○	○	○
地域	●				

※市が行う足助の町並み活用計画策定及び計画実現支援は連携事業者への業務委託(別紙3)により実施する。

※個別物件計画として、市が所有する伝統的建造物である旧田口家住宅を収益事業により活用していく「旧田口家住宅修理・活用事業」を含むものとする。

(4) 事業ロードマップ



(5) 市負担限度額

連携協定による事業として、令和7年度「足助の町並み活用計画策定及び計画実現支援業務委託」を予定し、12,000千円(消費税込み)を限度額とする。

3 募集について

(1) スケジュール

業者選定審査会	令和7年3月24日(月)
事業実施の公告、公募開始	令和7年4月1日(火)
協定事業の説明資料等の交付開始	令和7年4月1日(火)
参加表明書の受付期限・質問の受付期限	令和7年4月14日(月)
参加資格確認通知書の送付	令和7年4月15日(火)
質問回答期限	令和7年4月18日(金)
提案書の提出期限	令和7年4月25日(金)
ヒアリング審査及び選考委員会の開催	令和7年4月30日(水)
参加者へ選考結果の通知	令和7年5月1日(木)

業者選定審査会による連携予定事業者の決定	令和7年5月26日（月）
選考結果の公表	令和7年5月27日（火）
連携協定締結（予定）	令和7年5月28日（水）
足助の町並み活用計画等業務委託の見積徴取	令和7年6月4日（水）
委託契約締結（予定）	令和7年6月12日（木）

※閉庁日（土日祝）は除く。

（２）参加資格要件

参加する者は、次に掲げる全ての条件を満たすものとする。

- ① 公表日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。または、競争入札参加資格を有しない者であって、以下の書類により契約締結能力及び信用力が確認できる者であること。

登記事項証明書 （履歴事項全部証明書）	法務局で発行
納税証明書（国税） （未納の税額がないことの証明）	「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の3）
納税証明書（愛知県税）※ （未納の税額がないことの証明）	「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」、「自動車税種別割」の納税証明書
納税証明書（豊田市税）※	証明の種別は「完納証明」

※豊田市内（愛知県内）に事業所がない者等で納税証明書が受けられない場合は「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書（様式1）」を提出

- ② 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- ③ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ④ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- ⑤ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- ⑥ このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別紙4に定める資本関係や人的関係がない者であること（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）。
- ⑦ 公表日において、次に掲げる条件を全て満たす者であること。
 - ア 特定の地域を対象（地域コミュニティを形成している範囲）に、民間企業や住民等の事業を支援し、複数の古民家を利活用する事業実績を2地域以上有するものであること。
 - イ 現状変更の規制がある歴史的建造物を修理・活用した事業の実績を有する者であること。
 - ウ 令和2年4月以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限

る)発注の地域振興(観光・商業含む。)に係る計画策定業務委託の元請として1件当たりの税込金額600万円以上の履行実績を有する者であること。

(3) 募集要項の公表

- ① 公表期間 令和7年4月1日(火)～令和7年4月14日(月)
- ② 交付場所 豊田市ホームページの足助支所ページからダウンロード
URL<https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/proposal/1030252/1064825.html>

(4) 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- ① 提出期限 令和7年4月14日(月)午後5時まで
- ② 提出場所 豊田市役所足助支所地域振興担当
- ③ 提出方法 持参、郵送又はメール(提出期限必着)
- ④ 提出書類 ア 参加表明書(様式2)
イ 業務実績(様式3)及び事業内容が確認できる契約書等
ウ 競争入札参加資格(物品等)を有しない者は3(2)①の書類
エ 直近2期分決算書

(5) 参加資格確認結果の通知

- ① 通知期限 令和7年4月15日(火)まで
- ② 通知方法 参加表明書提出者にメールにて行う。

(6) 質問受付及び回答

- ① 受付期限 令和7年4月14日(月)午後5時まで
- ② 受付方法 メール(提出期限必着)
- ③ 提出書類 質問書(様式4)
- ④ 回 答 令和7年4月18日(金)までに質問者へメールにて行う。

(7) 提案書等の提出

- ① 提出期限 令和7年4月25日(金)午後5時まで
- ② 提出場所 豊田市役所足助支所地域振興担当
- ③ 提出方法 持参又は郵送(提出期限必着)
- ④ 提出書類 以下の書類を提出すること。(部数は10部)
表紙や目次のほか本文中等に、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。
 - ア 参加申請書(様式5)
 - イ 業務実施方針(様式6)
 - ウ 取組に対する提案書(様式7)
 - エ 業務実施体制(様式8)
 - オ 見積書(様式自由)(業務委託の内容は、別紙3参照)

- ⑤ その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参、郵送又はメール（提出期限必着）により提出すること。

4 審査・選定

提案書及びプレゼンテーションに基づき、下記のとおり審査を実施する。審査は地域の有識者及び市職員等から指名する「足助の町並みを活用した地域活性化事業の連携事業者評価委員会」が行い。最も優れている提案者を候補者として選定し、連携協定締結に向けた手続を行うものとする。

（１）ヒアリング及び選考委員会

- ① 開催日時 令和7年4月30日（水）午後1時から午後5時までのうち指定する50分間（時間は、対象者に後日連絡する。） ※予定
- ② 開催場所 豊田市役所足助支所2階 第2会議室
- ③ 備考 ア 1社50分（説明25分、質疑応答25分）のヒアリングを行う。
イ プレゼンテーションによる説明及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
ウ 全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を開催する。
エ 特段の理由がある場合には、ヒアリングの方法を変更する場合がある。その場合は、ZOOMによるWEB会議を使用する予定であるため、対応できるようにすること。

（２）評価基準

- ① 下記項目のうち、ア及びイは評価基準（別紙5）に基づいて選考委員が採点し、ウを事務局が採点する。審査の結果、委員全員の合計点が最も高かった者を候補者に、2番目に高かった者を次点候補者とする。ただし、選考委員評価の合計点（ア＋イ）が最低基準点840点以上の者とする。

ア 業務実績（8点）【選考委員評価】

（ア）企業の業務実績（8点）

イ 連携業務（232点）【選考委員評価】

（ア）業務全体の実施方針（24点）

（イ）事業への提案・意見（176点）

- 法人・個人事業主支援及び所有者支援（56点）
- 足助の町並み活用計画策定（24点）
- 計画を実現する主体事業者の発掘・支援・育成活動（96点）

（ウ）業務の実施体制（32点）

ウ 価格（70点）【事務局評価】

（ア）価格点70点×（最低見積金額÷見積提示金額）（小数点以下は四捨五入）

※評価点（1750点）＝

（（ア業務経歴（8点）＋イ連携業務（232点））×7人）＋ウ（価格（70点））

- ② 最高得点のものが同点の場合、評価項目のうちア及びイの合計得点が高いものを候補

者として選定する。

③ 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は、候補者として選考しない。

④ 選考は以下の7名の委員により行う。

足助まちづくり推進協議会 会長	三宅 利幸
有識者（足助観光協会 会長）	田口 敏男
有識者（足助商工会 会長）	村上 幸雄
学識経験者（名古屋市立大学 教授）	向口 武志
地域活躍部 総合山村室 室長	古澤 彰朗
地域活躍部 足助支所 支所長	花木 一也
美術館・博物館部 文化財課 課長	児玉 文彦

（３）地域の承認

候補者に選定された事業者は、連携協定者である足助まちづくり推進協議会において承認されることで連携事業者となることができる。一方で地域の承認が得られない場合は、協定及び委託契約を締結することはできない。

（４）協定の締結

候補者に選定され、地域承認が得られた事業者は、本市及び足助まちづくり推進協議会「足助の町並みを活用した地域活性化の推進に関する連携協定」（別紙２）の締結に向けて協議を行い、協定書を締結するものとする。

① 協定締結（予定）日 令和7年5月28日（水）

（５）委託契約

地域承認が得られた連携事業者は、本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、連携事業者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、連携事業者からの提案の内容（様式6から8まで）の変更は、原則として認めないものとする。

① 契約（予定）日 令和7年6月12日（木）

5 その他

（１）このプロポーザルに参加する費用は全て参加者の負担とする。

（２）次に掲げる提案は無効とする。

① 参加資格を有しないものがした提案

② 見積金額が提案限度額を超える提案

③ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

④ 市が示した条件に違反した提案

⑤ 選考委員に故意に接触を図った者、その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案

（３）提出期限後は提出された提案書等の差替え又は再提出を認めない（本市から指示があ

った場合を除く。).

- (4) 提出資料は本市において審査資料として使用し、その他の目的には使用しないものとする。
- (5) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 本事業において作成された著作物の著作権等は原則連携事業者に帰属するが、本市が連携事業者に委託して作成する資料等に係る著作権は、本市に帰属するものとする。
- (7) 候補者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、候補者の次点の者と交渉するものとする。この場合も、地域承認を得られなければ候補者は連携事業者となることはできない。
 - ① プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。
 - ② 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - ③ 契約条件に関する本市との協議が整わないとき。
 - ④ 本市が連携事業者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。
- (8) 選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (9) プロポーザルの中止等により、連携事業者に損害等が生じた場合でも本市は一切賠償の責任を負わない。
- (10) 候補者が足助まちづくり推進協議会の地域承認が得られなかったことにより連携事業者となれず、候補者に損害等が生じた場合でも本市は一切賠償の責任を負わない。
- (11) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。
- (12) 本契約の履行結果が優良な場合、本契約に直接関連する令和8年度及び令和9年度の計画実現支援業務について、本業務の契約の相手と随意契約により締結することがある。

6 問合せ先（提出先）

豊田市 地域活躍部 足助支所 地域振興担当 西村、足立

住所 〒444-2424 豊田市足助町宮ノ後26-2

電話 (0565) 62-0601

Eメール asuke-shisho@city.toyota.aichi.jp

平成23年6月に足助の町並みが重要伝統的建造物群保存地区に選定を受けたことを契機に、各団体や地域住民が同じ方向を向くことで効果が最大化できるとして、平成23年8月に足助の町並みの目指すべき将来像として「足助まちづくり宣言」が、足助まちづくり推進協議会より発表・採択された。

足助まちづくり宣言

足助の町並みは、飯盛山や真弓山をはじめとする山々、足助川と巴川の流れなど豊かな自然を背景とし、三河と信州を結ぶ旧伊那街道（中馬街道）に沿って発展してきました。現在も江戸時代後期から各時代にわたる質の高い建物が連なって独特の景観をつくり、この地に生きた先人たちの歴史や文化を伝えています。

この町並みが平成23年6月20日に重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことを契機に、足助固有の歴史と文化によって裏打ちされた品格を保ち続けながら、重伝建をまちづくりの手段として活用し、足助だからこその価値を発信し続け、町並みを住み継ぐための、まちづくりの方向性を示します。

1 足助の魅力を住み継ぐまちづくり

私たちは、この町が生活の場であり続けるために、先人から受け継いだかけがえのない資産として、次世代やこの町を愛する人たちにこの町並みをより良く住み継ぐ工夫をします。

2 足助を誇る人を育てるまちづくり

私たちは、自分の足元の自然や歴史や文化を見つめなおし、理解を深めるとともに、それら身近にあるまちの物語を大切に作る人づくりに取り組みます。

3 「お祭り」が似合うまちづくり

私たちは、地域のつながりや町並みなどの景観、そしてこの地域での暮らしを含めたお祭りがいつまでも行われ、そしてそのお祭りが似合う町であり続けるよう努力します。

4 交流を楽しむまちづくり

私たちは、足助の町を訪れる人たちとの日常の交流を通して、新たな魅力を引き出すまちづくりをします。また、来訪者だけでなく、伝建地区の範囲を超えて、まちづくりに関係する他の地域とのつながりも大切にします。

5 新しい価値を創造するまちづくり

私たちは、常に時代に先駆ける新しい価値を創造することも足助の伝統と考え、新たな価値を創造するまちづくりを進めます。

さあ、足助のまちづくりの新たな時代の幕開けです。私たちは、この町を住み継ぎ、足助ならではのまちづくりに挑戦することを、ここに宣言します。

平成23年8月6日
足助まちづくり推進協議会

足助の町並みを活用した地域活性化の推進に関する連携協定（案）

豊田市（以下「甲」という。）、〇〇（以下「乙」という。）及び足助まちづくり推進協議会（以下「丙」という。）は、豊田市足助地区にある足助の町並みを活用した地域活性化の推進に向け連携協力して取り組むため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が相互に連携協力しながら足助の町並みにある物件の利活用に取り組むことにより、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている足助の町並みの保存、集客による交流機会及び雇用機会の拡大を図り、もって足助地域の活性化等に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、相互に連携協力し、次の事項（以下「連携事項」という。）について取り組むものとする。

- （1）足助の町並みにある物件の利活用に関すること。
- （2）足助の町並み活用計画策定に関すること。
- （3）足助の町並み活用計画の実現に向けた法人・個人事業主の発掘・支援・育成や所有者支援に関すること。
- （4）足助の町並みの魅力向上のために必要な情報の共有及び発信に関すること。
- （5）前各号に定めるもののほか、この協定の目標達成のために必要な事業に関すること。

（連絡会の設置）

第3条 甲、乙及び丙は、連携事項を推進するにあたり、必要に応じて連絡会を開催し、情報の共有等に努めるものとする。

2 連絡会の運営その他必要な事項に関しては、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

（甲が行う業務）

第4条 甲は、連携事項の推進にあたり、伝統的建造物等の所有者等の同意を得て、乙に物件に関する必要な情報を提供し、必要な支援を行うものとする。

2 甲は、連携事項の推進にあたって、足助の町並み活用計画を策定するものとする。

3 甲は、連携事項の推進にあたって、計画実現に向け主体となる民間事業者の活動に対し、必要な支援を行うものとする。

（乙が行う業務）

第5条 乙は、連携事項の推進にあたり、足助の町並みにある物件を利活用しようとする法人・個人事業主や所有者に対し、伝統的建造物の活用に向けた提案・調整等の技術的支援など、必要な支援を行うものとする。

2 乙は、連携事項の推進にあたり、足助の町並みの魅力など、情報発信に努めるものとする。

3 乙は、連携事項の推進にあたり、住民の理解を得るための調整及び啓発に努めるものとする。

（丙が行う業務）

第6条 丙は、連携事項の推進にあたり、地域住民との調整など、必要な支援を行うものとする。

（苦情又は紛争の処理）

第7条 甲、乙及び丙は、連携事項の推進にあたり苦情ないし紛争が発生したときは、甲、乙及び丙が連携して適切に対応するものとする。

（守秘義務）

第8条 甲、乙及び丙は、既に公知となっている情報を除き、この協定に基づき実施される活動において知り得た情報を第1条の目的以外で使用してはならない。

2 甲、乙及び丙は、事前に相手方の同意を得た場合を除き、第三者に対して、この協定に基づき実施される活動に係る情報を開示、提供、漏洩等を行ってはならない。

3 前項の禁止事項は、本協定期間終了後も有効に存続するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和10年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙及び丙から何らの意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、その後の更新についても同様とする。

（疑義等の決定）

第10条 この協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

協定事業（委託事業含む）説明資料

連携事業者は連携協定の役割分担（要項 2（3））に基づき、下記事業を行う。

	項 目	委託／ 委託外	内 容
①	法人・個人 事業主支援 所有者支援	委託外	ア 法人・個人事業主支援や所有者支援の取組 足助の町並みで事業の開始を検討する法人・個人事業主や、物件の所有権を有する又は今後有する可能性のある所有者等の相談対応等 イ 足助の町並みのPR活動
②	足助の町並み 活用計画の策定	委託	ア 足助の町並み活用計画策定のための地域調査 ① 足助地区の観光資源の調査 ② 歴史・地形・街区形成の調査 イ 足助の町並み活用計画の策定 （①～⑥は8月までに概要を作成すること） ① 足助の町並みのコンセプトの作成 ② 地域特性の選定 ③ 各主体のニーズの検証 ④ 足助の町並みと隣接エリアとの関係性の整理 ⑤ 足助の町並みの活用の方針 ⑥ 旧田口家住宅利活用プランニング （現状図面、平面ゾーニング、概算費用算出） ⑦ その他の物件の利活用プランニング ・利活用可能性評価（外観評価） ・所有者意向調査及び活用物件選定 ・利活用プランニング （現況図面、平面ゾーニング、概算費用算出） ウ 地域説明への対応
③	計画を実現する 主体事業者の 発掘・支援 ・育成活動	委託	ア 主体事業者の発掘に向けた活動 ① 計画推進体制の考案 ② 事業収支のシミュレーション ③ 地域へのヒアリング ④ 事業参画者の募集・交渉
		委託外	イ 主体事業者の支援・育成活動 ① 事業参画者の確定 ② 事業支援者の募集・交渉 ③ 事業主体の組成 ④ 金融機関営業・資金調達 ⑤ 物件所有者への交渉、契約条件の確定、契約

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

評 価 基 準

評価ポイント			評価点
ア 業 務 実 績	企業の 業務実績	① 連携事業者の実績及び成果は、古民家を活用したまちづくりの事例として優良であるか ② 連携事業者の実績及び成果は、足助の町並み再生にも期待できるものであるか	8
	事業全体の 実施方針	① 足助の町並みエリアの可能性・方向性は、足助の歴史・文化を損なわず、また足助まちづくり宣言を理解・賛同しているか ② 業務の実施方針・実施方針は、足助の町並みの再生に寄与することが期待できるか ③ 重点項目の設定等、事業の目的を理解しているか	24
イ 連 携 業 務	事業への 提案・意見	【委託外】法人・個人事業主支援所有者支援 ① 連携事業者の負担により実施することを理解しているか ② 法人・個人事業主支援は有効なものか。実現性はあるか ③ 所有者支援は有効なものか。実現性はあるか ④ 事業のPR活動は有効なものか。実現性はあるか	56
		【委託】足助の町並み活用計画の策定 ① 委託業務内容を理解しているか ② 実施の方法等に独自性のある効果的な提案があるか ③ 実施の方法・金額等を実現性・妥当性があるか	24
		【委託】計画を実現する主体事業者の発掘に向けた活動 ① 委託業務内容を理解しているか。 ② 実施の方法等に独自性のある効果的な提案があるか。 ③ 実施の方法・金額等を実現性・妥当性があるか	48
		【委託外】計画を実現する主体事業者の支援・育成活動 ① 連携事業者の負担により実施することを理解しているか ② 事業主体の組成方法は具体的か。実現性はあるか ③ 支援・育成方法は具体的か。実現性はあるか	48
		① 事業実施に係る専門知識を有する担当者の配置や人員などの事業実施体制は適切か ② 市との連携や地域との関わり等、継続的な関係構築への姿勢があるか	32
	業務の 実施体制		
((ア業務経歴(8点)＋イ連携業務(232点))×7人) ＋ウ(価格(70点))			1750

豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書

次の豊田市税（愛知県税）について納税義務はありません。

○法人事業者の場合

愛知県税：「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」及び
「自動車税種別割」

豊田市税：「法人市民税」、「固定資産税・都市計画税」、「事業所税」及び「軽自動車税」

○個人事業者の場合

愛知県税：「個人事業税」及び「自動車税種別割」

豊田市税：「個人市民税」、「固定資産税・都市計画税」、「事業所税」、「軽自動車税」及び
「国民健康保険税」

豊田市長 様

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

豊 田 市 長

所 在 地
法 人 名
代表役職
代表氏名

参 加 表 明 書

足助の町並みを活用した地域活性化事業の連携事業者の募集の公募型プロポーザルに参加を表明します。

なお、業務実績（様式 2）及び下記参加資格の要件を満たしていることを誓約します。

＜参加資格要件＞

- ① 公表日において、令和 6・7 年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。または、競争入札参加資格を有しない者であって、書類により契約締結能力及び信用力が確認できる者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当する者でないこと。
- ③ 参加表明書の提出の日から当該協定の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ⑤ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

（連絡担当者）
部 署 名
氏名(フリガナ)
電 話
E メ ー ル

業 務 実 績

参加資格要件である下記条件をすべて満たしています。

- ア 特定の地域を対象（地域コミュニティを形成している範囲）に、民間企業や住民等の事業を支援して複数の古民家を利活用する事業の実績を2地域以上有する。
- イ 現状変更の規制がある歴史的建造物を修理・活用した事業の実績を有する。
- ウ 令和2年度以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る）発注の地域振興（観光・商業含む）に係る計画策定業務委託の元受として1件当たりの税込金額600万円以上の履行実績を有する。

該当項目	ア イ ウ （○をつける。複数選択可）
事業名	
市町村名	
時 期	
概 要	
成果や エリアの変化	

該当項目	ア イ ウ （○をつける。複数選択可）
事業名	
市町村名	
時 期	
概 要	
成果や エリアの変化	

※上記の内容が確認できる書類（契約書等）を添付してください。

※記載できない場合は様式を複製してください。枚数は問いません。

質 問 書

令和 年 月 日

法 人 名
所 在 地
担当者指名
所属・職名
電 話 番 号
E メ ー ル

足助の町並みを活用した地域活性化事業の連携事業者の募集について、下記のとおり質問事項を提出します。

項 目	(募集要項又は資料名・ページ・項目)
内 容	

※質問事項は、様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔に記載してください。

令和 年 月 日

豊 田 市 長

所 在 地

法 人 名

代表役職

代表氏名

参 加 申 請 書

足助の町並みを活用した地域活性化事業の連携事業者の募集の公募型プロポーザルに参加申請し、関係書類を提出します。なお、下記の参加資格の要件を満たしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

＜参加資格要件＞

- ① 公表日において、令和 6・7 年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者であること。または、競争入札参加資格を有しない者であって、書類により契約締結能力及び信用力が確認できる者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当する者でないこと。
- ③ 参加表明書の提出の日から当該協定の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ⑤ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- ⑥ 公表日において、次に掲げる条件を全て満たす者であること。
 - ア 特定の地域を対象（地域コミュニティを形成しているエリア範囲）に、民間企業や住民等の事業を支援し、複数の古民家を利活用する事業実績を 2 地域以上有するものであること。
 - イ 現状変更の規制がある歴史的建造物を修理・活用した事業の実績を有する者であること。
 - ウ 令和 2 年度以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る）発注の地域振興（観光・商業含む）に係る計画策定検討業務委託の元受として 1 件当たりの税込金額 600 万円以上の履行実績を有する者であること。

（連絡担当者） 部 署 名

氏名（フリガナ）

電 話

E メール

業務実施方針

※足助の町並みの可能性・方向性、「足助まちづくり宣言」を踏まえた全体的な実施方針、実施方法、重点項目、成果目標等を記載してください。

※様式 6 は A 4 版 2 ページ以内としてください。

取組に対する提案書

法人・個人事業主支援や所有者支援及び足助の町並みのPR活動の提案
※協定により連携事業者が負担する法人・個人事業主支援及び所有者支援や、足助の町並みのPR活動の具体的内容を記載すること。なお、足助の町並み再生への有効性や実現性も記載すること。
足助の町並み活用計画（個別整備計画含む）調査・策定の内容及び推進体制の提案
※足助の町並み活用計画策定の委託業務案に対し、実施方法、留意すべき点、成果見込みを記載すること。なお、独自性や実現性も記載すること。
計画の実現に向け主体的に取り組む事業者の発掘に向けた活動についての提案
※協定により連携事業者が実施する主体事業者の発掘活動について、具体的な取組内容を記載すること。なお、独自性や実現性も記載すること。
計画の実現に向け主体的に取り組む事業者の支援・育成活動についての提案
※協定により連携事業者が実施する主体事業者の支援・育成について、具体的な取組内容を記載すること。なお、実現性も記載すること。

※様式 7 は A 4 版 4 ページ以内とし「※印」の注意事項を踏まえて記入してください。

※取組内容は別紙 3 「協定事業（委託事業含む）説明資料」を参照。

業務実施体制

※本業務を行う場合の人員配置及び実施体制、地域との関り方について記載してください。

※様式 8 は A 4 版 2 ページ以内としてください。